

東京2025世界陸上 寄附金募集要綱

本募集要綱は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備運営に資するための寄附金の募集について、募集の目的、期間、対象、募集方法、使途及びその他必要な事項を定めたものです。

1 名称

東京2025世界陸上寄附金（以下「本寄附金」という。）

2 目的

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当法人」という。）は、令和7年9月に東京で開催される東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「本大会」という。）の競技、会場運営などを担います。

広く支援を募ることで、本大会の準備・運営に必要となる資金を確保し、本大会を万全に運営するため、本寄附金の募集活動を行います。

東京2025世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資するよう取り組んでまいります。

3 期間

令和6年12月23日から令和7年9月30日まで

4 対象

- (1) 個人
- (2) 企業又は団体等（以下「企業等」という。）

5 応募方法

(1) 指定口座への振込

ア 寄附いただける金額を指定口座にお振込みください。

※ 一口2千円からの寄附をお願いしております。

※ 振込手数料等については寄附者様に御負担いただきます。

イ 寄附受領書の発行及び氏名等の公表のいずれか、又は両方を希望される場合は、別紙寄附受領書発行等依頼書に氏名、金額、公表の同意等の必要事項を御記入いただき、メール又は郵送で「11 連絡先」までお送りください。

※ 寄附受領書発行及び氏名等の公表は寄付金額2千円以上に限ります。

ウ 入金内容及び寄附受領書発行等依頼書を確認後、寄附金受領書を送付いたします。

受領書の発行日は指定口座における入金日となります。いかなる場合においても発

行日の変更はできませんので、あらかじめ御了承ください。

エ 受領書の発行には寄附受領書発行等依頼書の到着から3週間程度要します。依頼書の送付から1か月以上経過しても受領書が届かない場合は「11 連絡先」まで御連絡ください。

オ イにより氏名等の公表に同意いただいた方は、御寄附に対する感謝の意を表すため、当法人の公式ウェブサイト上等に氏名の掲載を予定しております。なお、公表を行うか否か及び公表の態様等については、当法人の裁量により決定いたします。あらかじめご了承ください。

6 使途

本寄附金は、当法人が実施する本大会の準備・運営に関する以下の経費に広く充当します。

- (1) 競技・会場の準備・運営に関すること
- (2) 開閉会式の準備・運営に関すること
- (3) 宿泊・輸送に関すること
- (4) アク্রেディテーションに関すること
- (5) 会場における警備に関すること
- (6) 飲食・会場内の清掃に関すること
- (7) 医療体制・ドーピング検査に関すること
- (8) ボランティアに関すること
- (9) ユニフォームに関すること
- (10) 表彰式・メダルに関すること
- (11) その他、本大会の準備運営に必要な事業に関すること

なお、令和6年度に受領した本寄附金について、令和6年度だけでなく令和7年度の経費に充当する場合があります。

7 本寄附金に対する税制上の優遇措置

当法人は公益法人であるため、御寄附については以下のとおり、税制上の優遇措置を受けることができます。

【寄附者が個人の場合】

(1) 所得税

確定申告により所得控除又は税額控除のいずれかを選択し、控除を受けることができます。

[所得控除]

(寄附金額-2,000円)の金額が所得金額から控除されます。

※ 上記寄附金額は、総所得金額等の40%が限度となります。

[税額控除]

〔(寄附金額－2,000円)×40%〕の金額が税額控除額となり所得税額から控除されます。

※ 上記寄附金額は、総所得金額等の40%が限度となります。

※ 税額控除額は、所得税額の25%が限度となります。

(2) 個人住民税

当法人を「寄附金税額控除対象法人」として条例で指定している自治体では、確定申告を行うことにより、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

(寄附金額－2,000円)×控除率=税額控除額

控除率:住所地の都道府県が指定した寄附金..... 4%(都道府県民税)

住所地の市区町村が指定した寄附金..... 6%(市区町村民税)

※ 上記寄附金額は、総所得金額等の30%が限度となります。

※ 所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要ですが、所得税の確定申告書を作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定事項の記載が必要です。

【寄附者が法人の場合】

一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特別の損金算入限度額が設けられています。

詳しくは、所轄税務署にご確認ください。

8 個人情報の取扱いについて

御寄附いただいた方の氏名・住所その他の個人情報は、本大会の準備・運営（寄附の受入れ、取扱い、各種連絡等に係る事務）の目的のために利用し、当法人の定める個人情報保護方針及びその他の規程等により適正に取り扱います。

9 寄附行為におけるマーケティング権の不存在について

寄附者は、寄附行為におけるマーケティング権の不存在を認め、次に掲げる行為又はそのように受け取られるおそれのある行為を行ってはなりません。

(1) 寄附者若しくはその関係者等（以下「寄附者等」という。）又は寄附者等の活動、製品若しくはサービス等と、本大会及びその他の世界陸上競技選手権大会を関連付け、又は関連付けようとする行為。

(2) 寄附者等又はその活動、製品若しくはサービス等が、当法人、World Athletics(世界陸上連盟)、日本陸上競技連盟のいずれかの公式のものである旨、いずれかにより選ばれ、承認され、保証を受け、推奨され、又は同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明し、又は表明しようとする行為。

- (3) 寄附の事実について、寄附者等に係る活動、製品又はサービス等の広告宣伝の目的でこれを公表し、又は公表しようとする行為。
- (4) 寄附者が企業、法人、団体である場合、当法人の事前の承認なく寄附の事実について公表する行為。

10 受入除外基準

寄附又は寄附者が以下のいずれかに該当する場合又はそのおそれがあると認められる場合には、寄附の受入れを辞退し又は既に受けた寄附を返還させていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、この場合、返金額は振込手数料等を差し引いた金額となります。

- (1) 寄附が偽りその他不正の手段に基づき行われたとき。
- (2) 寄附を受けることにより、本大会の中立性、公平性等の確保が困難になるおそれがあるとき。
- (3) 寄附を受けることにより、本大会の信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあるとき。
- (4) 寄附者が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であるとき。
- (5) 寄附が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（（平成11年法律第136号）に規定する不法収益等と疑われる財産により行われたとき。
- (6) 寄附又は寄附者がその他法令等に違反するとき。

11 連絡先

公益財団法人東京2025世界陸上財団

業務室業務開発部業務開発担当

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第一本庁舎35階北塔

メール：Contribution@WATokyo25.com